

中央区シンボルマーク使用承認要綱

平成3年10月1日

3中企企第190号

(趣旨)

第1条 この要綱は、区民、区内に所在する法人その他（以下「区民等」という。）が中央区シンボルマークを使用する場合における使用承認の基準及び手続等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「中央区シンボルマーク」とは、平成3年4月東京都中央区告示第27号により制定されたものをいう。

(使用承認の基準等)

第3条 中央区シンボルマークは、次の各号の一に該当するときは、使用承認することができる。

- (1) 中央区が共催、後援又は協賛（以下「共催等」という。）する事業を区民等が行うとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、区政に関係のある事業を区民等が行うとき。

2 前項第2号の場合において、次の各号の一に該当するときは、使用承認をしないものとする。

- (1) 営利活動又は特定の政治活動等を助長するおそれのあるとき。
- (2) 中央区シンボルマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）が自己のシンボルマーク、商標又は意匠として使用するものであるとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、区長が不適当と認めるとき。

3 使用承認に当たっては、必要な条件を付することができる。

4 使用承認は、原則として無償とする。

(使用承認手続)

第4条 申請者は、使用申請書（別記第1号様式）を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 区長は、中央区シンボルマークを使用承認するときは、使用承認書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、第3条第1項第1号に該当する場合において、区民等が行う事業に対して区が共催等を行うときは、当該共催等の承認をもって第1項に規定する承認にかえることができる。この場合において、前項に規定する通知は省略するものとする。

附 則

この要綱は、平成3年10月1日から施行する。

附 則（平成5年3月15日4中企企第288号）

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。